

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

源泉所得税の誤納額充当届出書の記載要領等

- この充当届出書は、源泉徴収義務者が給与等に対する源泉所得税を納付するに当たり誤って正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（誤納額といいます。）をその後納付する給与等に対する源泉所得税に充当しようとするときに所轄税務署長に提出します。
ただし、充当が長期間（おおむね3月以上）にわたる場合には別様式の源泉所得税の誤納額還付請求書で還付の請求をしてください。
- 給与所得以外の税金について誤納額を生じた場合には、別様式の誤納額還付請求書で還付を請求してください。
- 充当した金額は、所得税徴収高計算書の摘要欄に充当金額何円と記載してください。
- この充当届出書には、誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。
（注）届出内容の確認等に当たり、充当をしようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。
- この充当届出書の各欄は、次により記載してください。
 - 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の氏名若しくは名称、住所（居所）若しくは本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名を記載してください。
ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。
 - 「充当しようとする誤納額」欄には、「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載してください。
 - 「誤納を生じた理由」欄には、誤納を生じた理由を簡記してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

源泉所得税の誤納額充当届出書の記載要領等

- この充当届出書は、源泉徴収義務者が給与等に対する源泉所得税を納付するに当たり誤って正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（誤納額といいます。）をその後納付する給与等に対する源泉所得税に充当しようとするときに所轄税務署長に提出します。
ただし、充当が長期間（おおむね3月以上）にわたる場合には別様式の源泉所得税の誤納額還付請求書で還付の請求をしてください。
- 給与所得以外の税金について誤納額を生じた場合には、別様式の誤納額還付請求書で還付を請求してください。
- 充当した金額は、所得税徴収高計算書の摘要欄に充当金額何円と記載してください。
- この充当届出書には、次の書類を添付してください。
 - 充当をしようとする税額を納付した際の徴収高計算書の写し
 - 誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し
（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）
- この充当届出書の各欄は、次により記載してください。
 - 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の氏名若しくは名称、住所（居所）若しくは本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名を記載してください。
ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。
 - 「充当しようとする誤納額」欄には、「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載してください。
 - 「誤納を生じた理由」欄には、誤納を生じた理由を簡記してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書

税務署受付印		※整理番号	
平成 年 月 日	税務署長殿	納税地にある事務所等の 法人税又は所得税の 納税管理人の氏名	(フリガナ) 名 称
			所在地
			(フリガナ) 代表者その他の 責任者の氏名
			(フリガナ) 納税管理人の氏名
<input type="checkbox"/> 所得税法第180条第1項 <input type="checkbox"/> 所得税法第214条第1項 <input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第3条の3第2項		に規定する 証明書の	部の 交付を 申請します。
②本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所		③非居住者で国内に居所がある場合のその居所	
④法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日		昭・平 年 月 日	
⑤会社法第933条第1項、旧商法第479条第1項、旧有限会社法第76条又は民法第49条第1項に規定する登記をした年月日		昭・平 年 月 日	
⑥支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得に含まれる事情の概要			
⑦当社(私)は <input type="checkbox"/> 所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実にします。 <input type="checkbox"/> 所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実にします。			
⑧所得を支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要			
⑨外国法人の国内において行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要			
⑩証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者及びその支払を受ける事務所等	所得を支払者の氏名・名称	住所・所在地	所得の種類
	支払を受ける見込期間	所得を支払を受ける事務所等の名称及び所在地	
⑪租税特別措置法第8条に規定する外国銀行等が同法の適用を受ける場合には、その利子又は収益の分配の主たる支払者の名称及び事務所等	利子等の支払者の名称	所在地	支払を受ける見込期間
	所得を支払を受ける事務所等の名称及び所在地		
⑫証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項第2号若しくは第3号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項第2号若しくは第3号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人(者)のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情			
税 理 士 署 名 押 印			
※ 起案	署 長	副署長	統括官
※ 決裁	担当者	整理簿	処理内容
(摘要)	交付	不交付	交付部数
	有効期限		有効期限
	通知書	交付事績	証明書番号
	交付通知	年月日	

18.06改正

(源1431)

(規格A4)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書

税務署受付印		※整理番号	
平成 年 月 日	税務署長殿	納税地にある事務所等の 法人税又は所得税の 納税管理人の氏名	(フリガナ) 名 称
			所在地
			(フリガナ) 代表者その他の 責任者の氏名
			(フリガナ) 納税管理人の氏名
<input type="checkbox"/> 所得税法第180条第1項 <input type="checkbox"/> 所得税法第214条第1項 <input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第3条の3第2項		に規定する 証明書の	部の 交付を 申請します。
②本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所		③非居住者で国内に居所がある場合のその居所	
④法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日		昭・平 年 月 日	
⑤商法第479条第1項、有限会社法第76条又は民法第49条第1項に規定する登記をした年月日		昭・平 年 月 日	
⑥支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得に含まれる事情の概要			
⑦当社(私)は <input type="checkbox"/> 所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実にします。 <input type="checkbox"/> 所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実にします。			
⑧所得を支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要			
⑨外国法人の国内において行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要			
⑩証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者及びその支払を受ける事務所等	所得を支払者の氏名・名称	住所・所在地	所得の種類
	支払を受ける見込期間	所得を支払を受ける事務所等の名称及び所在地	
⑪租税特別措置法第8条に規定する外国銀行等が同法の適用を受ける場合には、その利子又は収益の分配の主たる支払者の名称及び事務所等	利子等の支払者の名称	所在地	支払を受ける見込期間
	所得を支払を受ける事務所等の名称及び所在地		
⑫証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項第2号若しくは第3号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項第2号若しくは第3号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人(者)のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情			
税 理 士 署 名 押 印			
※ 起案	署 長	副署長	統括官
※ 決裁	担当者	整理簿	処理内容
(摘要)	交付	不交付	交付部数
	有効期限		有効期限
	通知書	交付事績	証明書番号
	交付通知	年月日	

16.07改正

(源1431)

(規格A4)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(表面)

外国法人に対する源泉徴収の免除証明書			第 _____ 号
① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地		
	名称		
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所在地		
	名称		
<p>③</p> <p>上記の者は、所得税法施行令第 304 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 1 号の 2、第 1 号の 3、第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 9 号又は第 10 号に掲げる国内源泉所得については、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p style="text-align: center;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: right;">財務事務官</p> <p style="text-align: center;">税務署長 ㊟</p>			

(裏面)

注 意 事 項
<p>1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) この証明書は、所得税法第 180 条第 1 項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。</p> <p>(2) 証明書の有効期間中に国内に支店を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第 180 条第 1 項各号に掲げる外国法人に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。</p> <p>(3) 有効期限を超過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。</p> <p>(4) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(5) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある本店又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を法人税の納税地にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(6) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。</p> <p>2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。</p> <p>(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。</p> <p>(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。</p> <p>① 有効期限を超過したとき</p> <p>② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき</p> <p>(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。</p> <p>(5) 所得税法第 161 条第 1 号の 3 に掲げる国内源泉所得については、所得税法第 13 条第 1 項ただし書に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに限ります。</p>

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(表面)

外国法人に対する源泉徴収の免除証明書			第 _____ 号
① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地		
	名称		
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所在地		
	名称		
<p>③</p> <p>上記のものは、所得税法施行令第 304 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 1 号の 2、第 1 号の 3、第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 9 号又は第 10 号に掲げる国内源泉所得については、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p style="text-align: center;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: right;">財務事務官</p> <p style="text-align: center;">税務署長 ㊟</p>			

(裏面)

注 意 事 項
<p>1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) この証明書は、所得税法第 180 条第 1 項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。</p> <p>(2) 証明書の有効期間中に国内に支店を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第 180 条第 1 項各号に掲げる外国法人に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。</p> <p>(3) 有効期限を超過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。</p> <p>(4) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(5) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある本店又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を法人税の納税地にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(6) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。</p> <p>2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。</p> <p>(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。</p> <p>(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。</p> <p>① 有効期限を超過したとき</p> <p>② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき</p> <p>(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。</p> <p>(5) 所得税法第 161 条第 1 号の 3 に掲げる国内源泉所得については、所得税法第 13 条第 1 項ただし書に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに限ります。</p>

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(表面)

外国銀行等の国外営業所に支払う所得の源泉徴収の免除証明書 _____ 第 _____ 号

① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名 称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	

③
上記の者は、所得税法施行令第304条各号に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 年 月 日までの間に上記の者の国外営業所に支払う租税特別措置法第8条第1項各号に掲げる所得については、その支払者は所得税法第212条第1項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。

平成 年 月 日 財務事務官 税務署長 ㊟

(裏面)

注 意 事 項

1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。

- (1) この証明書は、貴社の国外営業所が租税特別措置法第8条第1項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。
- (2) 証明書の有効期間中に国内に支店を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第180条第1項各号に掲げる外国法人に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第304条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。
- (3) 有効期限を超過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第304条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。
- (4) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他の国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。
- (5) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある本店又は事務所等であって支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を法人税の納税地にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。
- (6) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。

2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。

- (1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。
- (2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う租税特別措置法第8条第1項各号に規定する所得については、源泉徴収の免除はできません。
- (3) この証明書は、次の場合に効力を失います。
 - ① 有効期限を超過したとき
 - ② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき
- (4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(表面)

外国銀行等の国外営業所に支払う所得の源泉徴収の免除証明書 _____ 第 _____ 号

① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名 称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	

③
上記のものは、所得税法施行令第304条各号に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 年 月 日までの間に上記の者の国外営業所に支払う租税特別措置法第8条第1項各号に掲げる所得については、その支払者は所得税法第212条第1項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。

平成 年 月 日 財務事務官 税務署長 ㊟

(裏面)

注 意 事 項

1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。

- (1) この証明書は、貴社の国外営業所が租税特別措置法第8条第1項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。
- (2) 証明書の有効期間中に国内に支店を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第180条第1項各号に掲げる外国法人に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第304条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。
- (3) 有効期限を超過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第304条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。
- (4) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他の国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。
- (5) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある本店又は事務所等であって支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を法人税の納税地にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。
- (6) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。

2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。

- (1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。
- (2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う租税特別措置法第8条第1項各号に規定する所得については、源泉徴収の免除はできません。
- (3) この証明書は、次の場合に効力を失います。
 - ① 有効期限を超過したとき
 - ② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき
- (4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(表面)

非居住者に対する源泉徴収の免除証明書		第 _____ 号
① 非居住者の	住 所	
	氏 名	
② 日本における所得税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	
<p>③</p> <p>上記の者は、所得税法施行令第330条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第161条第1号の2、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号イ(給与に係る部分を除きます。)又は第10号に掲げる国内源泉所得(一定のものを除きます。裏面2(5)を参照してください。))については、その支払者は所得税法第212条第1項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p style="text-align: right;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 財務事務官 税務署長 印</p>		

(裏面)

注 意 事 項	
<p>1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) この証明書は、所得税法第214条第1項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。</p> <p>(2) 証明書の有効期間中に国内に事務所を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第214条第1項各号に掲げる非居住者に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第330条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。</p> <p>(3) この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。</p> <p>(4) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第330条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。</p> <p>(5) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(6) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある住所又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を国内にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(7) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。</p> <p>2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。</p> <p>(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。</p> <p>(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。</p> <p>① 有効期限を経過したとき</p> <p>② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき</p> <p>(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。</p> <p>(5) 国内源泉所得のうち源泉徴収の免除の対象とならない「一定のもの」とは、次のものをいいます。</p> <p>① 所得税法第161条第7号に掲げる使用料又は対価で同法第204条第1項第1号に掲げる報酬又は料金に該当するもの</p> <p>② 所得税法第8号イに掲げる報酬で同法第204条第1項第5号に掲げる人的役務の提供に関する報酬又は料金に該当するもの以外のもの</p> <p>③ 所得税法第161条第10号に掲げる年金でその支払額が25万円以上のもの</p>	

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(表面)

非居住者に対する源泉徴収の免除証明書		第 _____ 号
① 非居住者の	住 所	
	氏 名	
② 日本における所得税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	
<p>③</p> <p>上記のものは、所得税法施行令第330条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第161条第1号の2、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号イ(給与に係る部分を除きます。)又は第10号に掲げる国内源泉所得(一定のものを除きます。裏面2(5)を参照してください。))については、その支払者は所得税法第212条第1項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p style="text-align: right;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 財務事務官 税務署長 印</p>		

(裏面)

注 意 事 項	
<p>1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) この証明書は、所得税法第214条第1項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。</p> <p>(2) 証明書の有効期間中に国内に事務所を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第214条第1項各号に掲げる非居住者に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第330条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。</p> <p>(3) この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。</p> <p>(4) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第330条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。</p> <p>(5) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(6) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある住所又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を国内にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(7) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。</p> <p>2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。</p> <p>(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。</p> <p>(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。</p> <p>① 有効期限を経過したとき</p> <p>② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき</p> <p>(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。</p> <p>(5) 国内源泉所得のうち源泉徴収の免除の対象とならない「一定のもの」とは、次のものをいいます。</p> <p>① 所得税法第161条第7号に掲げる使用料又は対価で同法第204条第1項第1号に掲げる報酬又は料金に該当するもの</p> <p>② 所得税法第8号イに掲げる報酬で同法第204条第1項第5号に掲げる人的役務の提供に関する報酬又は料金に該当するもの以外のもの</p> <p>③ 所得税法第161条第10号に掲げる年金でその支払額が25万円以上のもの</p>	

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

様式 11
FORM

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書
(割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。)

(税務署整理欄)
For official use only



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION
この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

通信日付印
確認印
還付金：有、無

税務署長殿
To the District Director of Tax Office

1 還付の請求をする者(所得の支払を受ける者)に関する事項;
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Income)

氏名又は名称(注5) (納税者番号 Taxpayer Identification Number)
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 (電話番号 Telephone Number)

2 還付請求金額に関する事項;
Details of Refund

(1) 還付を請求する還付金の種類;(該当する下記の条項の□欄に?印を付してください(注6).)
Kind of Refund claimed; (Check applicable block below (Note 6).)

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第15条第1項 Ministerial Ordinance of the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, paragraph 1 of Article15
□第1号(Subparagraph 1) □第3号(Subparagraph 3) □第6号(Subparagraph 6) に掲げる還付金 Refund in accordance with the relevant subparagraph

(2) 還付を請求する金額;
Amount of Refund claimed

¥ [] 円

(3) 還付金の受領場所に関する希望;(該当する下記の□欄に?印を付してください。)
Choice of place of receipt of the Refund; (Check applicable block below.)

□日本国内で受領する。.....これに?印を付した場合は、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。
Receive in Japan..... In this case, fill out the following blanks for the place of receipt of refund.

A 預金口座に振込みを希望する場合
If the Recipient prefers receiving via bank transfer
銀行 Bank 店 Branch 預金種類及び口座番号 Account and Number 口座名義人 Name

B 日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合
If the Recipient prefers receiving via ordinary Deposit transfer at the Japan Post
通常貯金の記号番号 Account Number of ordinary Deposit 口座名義人 Name

C 郵便局窓口での受取りを希望する場合
If the Recipient prefers receiving at the post office
郵便局 Post Office
□日本国外で受領する。.....これに?印を付した場合は、還付を受ける者又はその代理人に直接送金します。
Receive outside Japan..... In this case, the refund will be made directly to the Recipient or his Agent.

3 還付を請求する税額の源泉徴収をした所得の支払者に関する事項;
Details of Payer who withheld the Income Tax to be refunded

氏名又は名称
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 (電話番号 Telephone Number)

(以下省略)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

様式 11
FORM

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書
(割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。)

(税務署整理欄)
For official use only



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION
この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

還付金：有、無

税務署長殿
To the District Director of Tax Office

1 還付の請求をする者(所得の支払を受ける者)に関する事項;
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Income)

氏名又は名称(注5) (納税者番号 Taxpayer Identification Number)
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 (電話番号 Telephone Number)

2 還付請求金額に関する事項;
Details of Refund

(1) 還付を請求する還付金の種類;(該当する下記の条項の□欄に?印を付してください(注6).)
Kind of Refund claimed; (Check applicable block below (Note 6).)

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第15条第1項 Ministerial Ordinance of the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, paragraph 1 of Article15
□第1号(Subparagraph 1) □第3号(Subparagraph 3) □第6号(Subparagraph 6) に掲げる還付金 Refund in accordance with the relevant subparagraph

(2) 還付を請求する金額;
Amount of Refund claimed

¥ [] 円

(3) 還付金の受領場所に関する希望;(該当する下記の□欄に?印を付してください。)
Choice of place of receipt of the Refund; (Check applicable block below.)

□日本国内で受領する。.....これに?印を付した場合は、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。
Receive in Japan..... In this case, fill out the following blanks for the place of receipt of refund.

A 預金口座に振込みを希望する場合
If the Recipient prefers receiving via bank transfer
銀行 Bank 店 Branch 預金種類及び口座番号 Account and Number 口座名義人 Name

B 日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合
If the Recipient prefers receiving via ordinary Deposit transfer at the Japan Post
通常貯金の記号番号 Account Number of ordinary Deposit 口座名義人 Name

C 郵便局窓口での受取りを希望する場合
If the Recipient prefers receiving at the post office
郵便局 Post Office
□日本国外で受領する。.....これに?印を付した場合は、還付を受ける者又はその代理人に直接送金します。
Receive outside Japan..... In this case, the refund will be made directly to the Recipient or his Agent.

3 還付を請求する税額の源泉徴収をした所得の支払者に関する事項;
Details of Payer who withheld the Income Tax to be refunded

氏名又は名称
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 (電話番号 Telephone Number)

(同 左)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

様式 12
FORM

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の
対価に係る源泉徴収税額の還付請求書

(税務署整理欄)
For official use only



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX
ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL
SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN
IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

承	請求金額	円	
認	充当金額	円	
認	還付金額	円	
その他			
納付日	・ ・	充当の申出日	・ ・
通信日付印	・ ・	確認印	

税務署長殿
To the District Director of _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 還付の請求をする者(対価の支払を受ける者)に関する事項;
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Remuneration)

氏名又は名称 Full name	
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled (電話番号 Telephone Number)
日本国内で芸能人等の役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal services exercised by the entertainer or sportsman	
下記「5」の対価につき居住者として課税される国及び納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 5 below and the place where he is to pay tax (Note 8)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
納税管理人 the Tax Agent in Japan	氏名 Full name
	住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered 税務署 Tax Office

3 還付請求金額に関する事項;
Details of the refund
(1) 還付を請求する金額;
Amount of Refund claimed ¥ 円

- (2) 還付金の受領場所に関する希望; (該当する下記の□欄に?印を付してください。)
Choice of place of receipt of the Refund; (Check applicable block below.)
□日本国内で受領する。……………これに?印を付けた場合は、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。
Receive in Japan……………In this case, fill out the following blanks for the place of receipt of refund.
- A 預金口座に振込みを希望する場合
If the Recipient prefers receiving via bank transfer
銀行 _____ 店 _____ 預金種類及び口座番号 _____ 口座名義人 _____
Bank _____ Branch _____ Account and Number _____ Name _____
- B 日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合
If the Recipient prefers receiving via ordinary Deposit transfer at the Japan Post
通常貯金の記号番号 _____ 口座名義人 _____
Account Number of ordinary Deposit _____ Name _____
- C 郵便局窓口での受取りを希望する場合
If the Recipient prefers receiving at the post office _____ 郵便局 _____
Post Office _____
- 日本国外で受領する。……………これに?印を付した場合は、還付を受ける者又はその代理人に直接送金します。
Receive outside Japan……………In this case, the refund will be made directly to the Recipient or his Agent.

(以下省略)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

様式 12
FORM

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の
対価に係る源泉徴収税額の還付請求書

(税務署整理欄)
For official use only



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX
ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL
SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN
IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

承	請求金額	円	
認	充当金額	円	
認	還付金額	円	
その他			
納付日	・ ・	充当の申出日	・ ・

税務署長殿
To the District Director of _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 還付の請求をする者(対価の支払を受ける者)に関する事項;
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Remuneration)

氏名又は名称 Full name	
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled (電話番号 Telephone Number)
日本国内で芸能人等の役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal services exercised by the entertainer or sportsman	
下記「5」の対価につき居住者として課税される国及び納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 5 below and the place where he is to pay tax (Note 8)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
納税管理人 the Tax Agent in Japan	氏名 Full name
	住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered 税務署 Tax Office

3 還付請求金額に関する事項;
Details of the refund
(1) 還付を請求する金額;
Amount of Refund claimed ¥ 円

- (2) 還付金の受領場所に関する希望; (該当する下記の□欄に?印を付してください。)
Choice of place of receipt of the Refund; (Check applicable block below.)
□日本国内で受領する。……………これに?印を付けた場合は、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。
Receive in Japan……………In this case, fill out the following blanks for the place of receipt of refund.
- A 預金口座に振込みを希望する場合
If the Recipient prefers receiving via bank transfer
銀行 _____ 店 _____ 預金種類及び口座番号 _____ 口座名義人 _____
Bank _____ Branch _____ Account and Number _____ Name _____
- B 日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合
If the Recipient prefers receiving via ordinary Deposit transfer at the Japan Post
通常貯金の記号番号 _____ 口座名義人 _____
Account Number of ordinary Deposit _____ Name _____
- C 郵便局窓口での受取りを希望する場合
If the Recipient prefers receiving at the post office _____ 郵便局 _____
Post Office _____
- 日本国外で受領する。……………これに?印を付した場合は、還付を受ける者又はその代理人に直接送金します。
Receive outside Japan……………In this case, the refund will be made directly to the Recipient or his Agent.

(同 左)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)



租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書
(利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付)

〒 _____
住 所 _____
(フリガナ)
氏 名 _____
電話番号 _____

税務署長 _____
年 月 日提出

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 13 条の 2 の規定により、下記のとおり請求します。

還付請求に関する事項	還付を受けようとする金額	希望する還付金の受領場所			
	下記③の金額を移記してください	(受取には便利な銀行等振込みをできるだけ御利用ください) イ 銀行等 銀行・金庫・組合 本店・本所 口座 農協・漁協 支店・支所 預金 番号 ロ 日本郵政公社の通常貯金口座 円 通常貯金の記号番号 _____ ハ 郵便局窓口 _____ 郵便局			
利子等の支払者	本店又は主たる事務所の所在地 (住所又は居所) 名称 (氏名)				
利子等の支払の取扱者	本店又は主たる事務所の所在地 (住所又は居所) 電話 _____ 名称 (氏名)				
債券の内容等	銘柄・回号 (種類・名称)	記号番号 (登録番号)	名義人の氏名又は名称		
	額面金額	数量	取得年月日	利子等の支払期日	利子等の金額 円
債券以外のもの内容等	支払の基因となった契約の内容				契約の締結年月日
	契約金額	契約期間	利子等の支払期日	利子等の金額 円	
還付を受けることができる事情の詳細等	日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 の適用				
	所得税法の規定により徴収された所得税の額 ①	支払の際に課される相手国の租税の額 (みなし外国税額を含む。) ②	還付を受けようとする金額 (①と②のいずれか少ない方の金額) ③		
	円	円	円		

・この還付請求書には、①及び②の金額を証する書類を添付してください。
・この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。

※以下の欄には記載しないでください。

税務署処理欄	起案	・ ・	決 裁	署 長	副 署 長	統 括 官	上 席	担 当 者	整 理 簿
	決 裁	・ ・							
	施 行	・ ・							
	処 理	承 認	請求金額 _____ 円	通信日付印 _____	年 月 日 _____	検 討 事 項			
そ の 他		還付金額 _____ 円	確認印 _____						

18. 06 改正

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)



租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書
(利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付)

〒 _____
住 所 _____
(フリガナ)
氏 名 _____
電話番号 _____

税務署長 _____
年 月 日提出

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 13 条の 2 の規定により、下記のとおり請求します。

還付請求に関する事項	還付を受けようとする金額	希望する還付金の受領場所			
	下記③の金額を移記してください	(受取には便利な銀行等振込みをできるだけ御利用ください) イ 銀行等 銀行・金庫・組合 本店・本所 口座 農協・漁協 支店・支所 預金 番号 ロ 日本郵政公社の通常貯金口座 円 通常貯金の記号番号 _____ ハ 郵便局窓口 _____ 郵便局			
利子等の支払者	本店又は主たる事務所の所在地 (住所又は居所) 名称 (氏名)				
利子等の支払の取扱者	本店又は主たる事務所の所在地 (住所又は居所) 電話 _____ 名称 (氏名)				
債券の内容等	銘柄・回号 (種類・名称)	記号番号 (登録番号)	名義人の氏名又は名称		
	額面金額	数量	取得年月日	利子等の支払期日	利子等の金額 円
債券以外のもの内容等	支払の基因となった契約の内容				契約の締結年月日
	契約金額	契約期間	利子等の支払期日	利子等の金額 円	
還付を受けることができる事情の詳細等	日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 の適用				
	所得税法の規定により徴収された所得税の額 ①	支払の際に課される相手国の租税の額 (みなし外国税額を含む。) ②	還付を受けようとする金額 (①と②のいずれか少ない方の金額) ③		
	円	円	円		

・この還付請求書には、①及び②の金額を証する書類を添付してください。
・この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。

※以下の欄には記載しないでください。

税務署処理欄	起案	・ ・	決 裁	署 長	副 署 長	統 括 官	上 席	担 当 者	整 理 簿
	決 裁	・ ・							
	施 行	・ ・							
	処 理	承 認	請求金額 _____ 円	検 討 事 項					
そ の 他		還付金額 _____ 円							

15. 07 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書

① 平成 年 月 日 国税庁長官殿	② 申 請 者	主たる事務所の所在地	〒		
		納税地	〒		
		(フリガナ) 名称	㊟		
		(フリガナ) 代表者の氏名	㊟		
所得税法施行令第319条の8第1項の規定により所得税法第203条の5第2項に規定する申告書の提出について承認を受けたいので、この旨申請します。					
③ 所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由 〔受理しようとするその申告書の書式及びその記載要領を添付してください。〕					
④ 申請日の属する年に受理した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された事項の記録の方法及びその内容並びにその記録に関する書類の保存状況					
⑤ 申請日の属する年の前年以前3年間の公的年金等の支払金額等の状況	支払年月日	受給者数	支払金額	源泉徴収税額	
	・	人	円	円	
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
⑥ 申請日における公的年金等の受給者数		人			
⑦ ⑥の受給者のうち所得税法第203条の6の規定により公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を要しないこととされる者の数		人			

(規格A4)

※税務署処理欄	通信日付印	確認印
	・	

18. 06 改正

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書

① 平成 年 月 日 国税庁長官殿	② 申 請 者	主たる事務所の所在地	〒		
		納税地	〒		
		(フリガナ) 名称	㊟		
		(フリガナ) 代表者の氏名	㊟		
所得税法施行令第319条の8第1項の規定により所得税法第203条の5第2項に規定する申告書の提出について承認を受けたいので、この旨申請します。					
③ 所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由 〔受理しようとするその申告書の書式及びその記載要領を添付してください。〕					
④ 申請日の属する年に受理した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された事項の記録の方法及びその内容並びにその記録に関する書類の保存状況					
⑤ 申請日の属する年の前年以前3年間の公的年金等の支払金額等の状況	支払年月日	受給者数	支払金額	源泉徴収税額	
	・	人	円	円	
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
⑥ 申請日における公的年金等の受給者数		人			
⑦ ⑥の受給者のうち所得税法第203条の6の規定により公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を要しないこととされる者の数		人			

(規格A4)

15. 07 改正

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の
提出の特例に関する承認申請書の記載要領

1 提出先等

この申請書は、所得税法第 203 条の 5 第 1 項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」といいます。）に係る源泉所得税の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官あて 3 部（正本 1 部、副本 2 部）提出してください。

なお、申請者がその納税地を 2 か所以上有している場合には、この申請書はその支払事務を取り扱う公的年金等の受給者数の最も多い事務所等に係る納税地（ただし、申請者が主たる事務所の所在地の所轄税務署の管轄区域内に公的年金等に係る納税地を有している場合には、その納税地とします。）の所轄税務署長を経由して提出してください。

2 提出期限

この申請書は、所得税法第 203 条の 5 第 2 項に規定する申告書を最初に受理しようとする日の属する年の前年 10 月 31 日までに提出してください。

3 申請書の書き方

(1) 「納税地」欄には、公的年金等に係る源泉所得税の納税地を記載してください。

なお、その納税地を 2 か所以上有している場合には、この申請書を提出する際に経由する税務署管内の納税地を記載し、それ以外の納税地については、適宜の用紙にその納税地及びその事務所等の名称を記載しそれを申請書に添付してください。

(2) 「③」欄には、所得税法第 203 条の 5 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由（例えば、受給者に対する「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の送付及び受理のための事務手続並びにこれに要する事務量等）を記載してください。

(3) 「④」欄には、申請日の属する年に受理した「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の保管方法及びこの申請が承認された後において予定している当該申告書（その承認された後において受理する「簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を含みます。）の保管方法を記載してください。

(4) 「⑤」欄には、申請者が公的年金等に係る源泉所得税の納税地を 2 か所以上有している場合には、その納税地ごとに公的年金等（所得税が非課税とされる障害共済年金、遺族共済年金等を除きます。）の支払状況を記載してください。

(5) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の
提出の特例に関する承認申請書の記載要領

1 提出先等

この申請書は、所得税法第 203 条の 5 第 1 項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」といいます。）に係る源泉所得税の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官あて 3 部（正本 1 部、副本 2 部）提出してください。

なお、申請者がその納税地を 2 か所以上有している場合には、この申請書はその支払事務を取り扱う公的年金等の受給者数の最も多い事務所等に係る納税地（ただし、申請者が主たる事務所の所在地の所轄税務署の管轄区域内に公的年金等に係る納税地を有している場合には、その納税地とします。）の所轄税務署長を経由して提出してください。

2 提出期限

この申請書は、所得税法第 203 条の 5 第 2 項に規定する申告書を最初に受理しようとする日の属する年の前年 10 月 31 日までに提出してください。

3 申請書の書き方

(1) 「納税地」欄には、公的年金等に係る源泉所得税の納税地を記載してください。

なお、その納税地を 2 か所以上有している場合には、この申請書を提出する際に経由する税務署管内の納税地を記載し、それ以外の納税地については、適宜の用紙にその納税地及びその事務所等の名称を記載しそれを申請書に添付してください。

(2) 「③」欄には、所得税法第 203 条の 5 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由（例えば、受給者に対する「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の送付及び受理のための事務手続並びにこれに要する事務量等）を記載してください。

(3) 「④」欄には、申請日の属する年に受理した「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の保管方法及びこの申請が承認された後において予定している当該申告書（その承認された後において受理する「簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を含みます。）の保管方法を記載してください。

(4) 「⑤」欄には、申請者が公的年金等に係る源泉所得税の納税地を 2 か所以上有している場合には、その納税地ごとに公的年金等（所得税が非課税とされる障害共済年金、遺族共済年金等を除きます。）の支払状況を記載してください。

(追 加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

金融機関の営業所等の(異動)届出書

平成 年 月 日

受理日付印

所得税法施行令第50条又は租税特別措置法施行令第2条の4第5項の規定に基づいてこの届出書を提出します。

国税庁長官 殿

営業所の所在地及び名称

Header form with columns for '届出の事由' (New, Change, Cancellation, etc.), '届出者記入' (1-7), '税務署記入' (1-7), and '営業所番号' (8).

Main table for '新設の場合' (New establishment) with columns for 'フリガナ' (16), '名称' (17), '所在地' (18), and '郵便番号' (184), '電話番号' (162).

Classification table for '金融機関等の種類' (A-P) including categories like '都市銀行', '地方銀行', '信託銀行', etc.

Footer form for '新設の場合' (New establishment) including '本店の表示' (174), '業界コード' (176, 177), and '税務署整理欄'.

(規格A4)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

金融機関の営業所等の(異動)届出書

平成 年 月 日

受理日付印

所得税法施行令第50条又は租税特別措置法施行令第2条の4第5項の規定に基づいてこの届出書を提出します。

国税庁長官 殿

営業所の所在地及び名称

Header form with columns for '届出の事由' (New, Change, Cancellation, etc.), '届出者記入' (1-7), '税務署記入' (1-7), and '営業所番号' (8).

Main table for '新設の場合' (New establishment) with columns for 'フリガナ' (16), '名称' (17), '所在地' (18), and '郵便番号' (184), '電話番号' (162).

Classification table for '金融機関等の種類' (A-P) including categories like '都市銀行', '地方銀行', '信託銀行', etc.

Footer form for '新設の場合' (New establishment) including '本店の表示' (174), '業界コード' (176, 177), and '税務署整理欄'.

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

金融機関の営業所等の(異動)届出書の記載要領

この届出書は、金融機関の営業所等が所得税法施行令第50条又は租税特別措置法施行令第2条の4第5項の規定による届出書を提出する場合に使用し、各欄の記入は、次による。

1 「新設・変更等年月日」欄 ～ 2 「届出の事由」欄
(省 略)

3 「営業所番号」欄

金融機関等の種類に応じ、次により記入する。

金融機関等の種類	営業所番号										
A都市銀行 B地方銀行 C信託銀行 G信用金庫 H商工中金等 J労働金庫 K農林中金	<table border="1"> <tr> <td>団体 区分</td> <td colspan="4">業 界 コ ー ド</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">金融機関共同コード管理委員会が制定する統一金融機関番号 (4桁)及び金融機関店舗番号(3桁)を記入する。 → 数字の「0」を記入する。</p>	団体 区分	業 界 コ ー ド								
団体 区分	業 界 コ ー ド										
(省 略)											
Pその他	既に営業所番号が付番されているときは当該番号を記入し、営業所番号が付番されていないときは記入を要しない。										

4 「名称」欄 ～ 8 「本店の表示」欄
(省 略)

9 「合併等により営業所等の承継がある場合の営業所番号」欄

営業若しくは事業の全部の譲渡若しくは合併等による金融機関の営業所等の廃止により、非課税貯蓄申告書又は特別非課税貯蓄申告書を提出した個人が預入等をした預貯金等又は購入した公債のうち、所得税法第10条第1項(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)又は租税特別措置法第4条第1項(障害者等の少額公債の利子の非課税)の規定の適用を受けるものの事務の全部が、その営業若しくは事業の譲渡を受けた金融機関等若しくはその合併により設立した金融機関等若しくはその合併後存続する金融機関等の営業所等又は同一金融機関の他の営業所等に移管される場合に、当該廃止される営業所等がこの届出書を提出する場合に、当該移管先の営業所等の営業所番号を「3 営業所番号」欄に準じて記入する。

なお、当該移管先の営業所等が複数ある場合には、記入を要しない。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

金融機関の営業所等の(異動)届出書の記載要領

この届出書は、金融機関の営業所等が所得税法施行令第50条又は租税特別措置法施行令第2条の4第5項の規定による届出書を提出する場合に使用し、各欄の記入は、次による。

1 「新設・変更等年月日」欄 ～ 2 「届出の事由」欄
(同 左)

3 「営業所番号」欄

金融機関等の種類に応じ、次により記入する。

金融機関等の種類	営業所番号										
A都市銀行 B地方銀行 C信託銀行 D長期信用銀行 F相互銀行 G信用金庫 H商工中金 J労働金庫 K農林中金	<table border="1"> <tr> <td>団体 区分</td> <td colspan="4">業 界 コ ー ド</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">金融機関共同コード管理委員会が制定する統一金融機関番号 (4桁)及び金融機関店舗番号(3桁)を記入する。 → 数字の「0」を記入する。</p>	団体 区分	業 界 コ ー ド								
団体 区分	業 界 コ ー ド										
(同 左)											
Pその他	既に営業所番号が付番されているときは当該番号を記入し、営業所番号が付番されていないときは記入を要しない。										

4 「名称」欄 ～ 8 「本店の表示」欄
(同 左)

9 「合併等により営業所等の承継がある場合の営業所番号」欄

営業若しくは事業の全部の譲渡若しくは合併等による金融機関の営業所等の廃止により、非課税貯蓄申告書又は特別非課税貯蓄申告書を提出した個人が預入等をした預貯金等又は購入した公債のうち、所得税法第10条第1項(老人等の少額預金の利子所得等の非課税)又は租税特別措置法第4条第1項(老人等の少額公債の利子の非課税)の規定の適用を受けるものの事務の全部が、その営業若しくは事業の譲渡を受けた金融機関等若しくはその合併により設立した金融機関等若しくはその合併後存続する金融機関等の営業所等又は同一金融機関の他の営業所等に移管される場合に、当該廃止される営業所等がこの届出書を提出する場合に、当該移管先の営業所等の営業所番号を「3 営業所番号」欄に準じて記入する。

なお、当該移管先の営業所等が複数ある場合には、記入を要しない。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

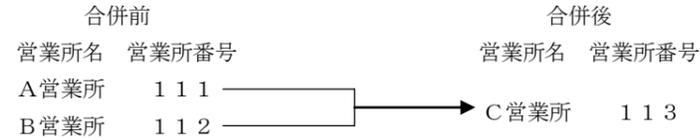
10 記載例

(1) 新設合併等の場合

合併等により金融機関の営業所等が廃止され、当該営業所等の営業等が新たに設立された金融機関の営業所等に
移管された場合

イ 事例

合併等年月日 平成 18 年 5 月 1 日



ロ 届出書の記載要領等

A 営業所

次による。

項 目	記 入 要 領 等
変 更 年 月 日	合併年月日の前日（平成 18 年 4 月 30 日）を記入する。
（省 略）	

B 営業所

A 営業所に準じて記入する。

C 営業所

次による。

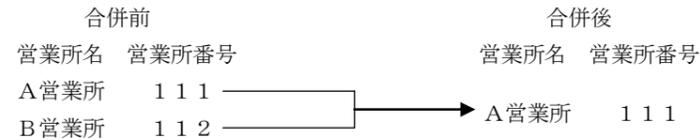
項 目	記 入 要 領 等
変 更 年 月 日	合併年月日（平成 18 年 5 月 1 日）を記入する。
（省 略）	

(2) 吸収合併等の場合

合併等により金融機関の営業所等が廃止され、当該営業所等の営業等が他の営業所等に移管される場合

イ 事例

合併等年月日 平成 18 年 5 月 1 日



ロ 届出書の記載要領等

A 営業所

届出書の提出は要しない。

B 営業所

次による。

項 目	記 入 要 領 等
変 更 年 月 日	合併年月日の前日（平成 18 年 4 月 30 日）を記入する。
（省 略）	

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

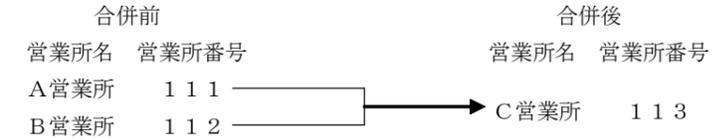
10 記載例

(1) 新設合併等の場合

合併等により金融機関の営業所等が廃止され、当該営業所等の営業等が新たに設立された金融機関の営業所等に
移管された場合

イ 事例

合併等年月日 平成 14 年 5 月 1 日



ロ 届出書の記載要領等

A 営業所

次による。

項 目	記 入 要 領 等
変 更 年 月 日	合併年月日の前日（平成 14 年 4 月 30 日）を記入する。
（同 左）	

B 営業所

A 営業所に準じて記入する。

C 営業所

次による。

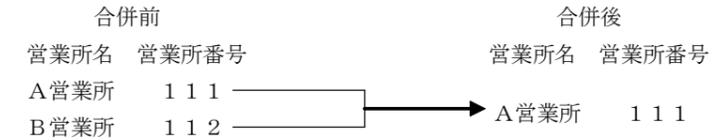
項 目	記 入 要 領 等
変 更 年 月 日	合併年月日（平成 14 年 5 月 1 日）を記入する。
（同 左）	

(2) 吸収合併等の場合

合併等により金融機関の営業所等が廃止され、当該営業所等の営業等が他の営業所等に移管される場合

イ 事例

合併等年月日 平成 14 年 8 月 1 日



ロ 届出書の記載要領等

A 営業所

届出書の提出は要しない。

B 営業所

次による。

項 目	記 入 要 領 等
変 更 年 月 日	合併年月日の前日（平成 14 年 7 月 31 日）を記入する。
（同 左）	

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書記載要領等

この様式は、租税特別措置法第9条の7の規定の適用を受ける場合に、租税特別措置法施行令第5条の2第1項の規定に基づき譲渡人が発行会社を経由して提出する書面と、同条第2項の規定に基づき発行会社が前記書面を添付して提出する書面との兼用様式になっていますので、切り離さずに提出してください。

I 譲渡人用の記載要領

1 譲渡人の「氏名」及び「住所又は居所」の各欄には、租税特別措置法第9条の7第1項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》の規定の適用を受けようとする者の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 被相続人の「氏名」、「死亡時の住所又は居所」及び「死亡年月日」の各欄には、租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けようとする者の被相続人の氏名及び死亡の時にける住所又は居所並びに死亡年月日を記載してください。

3 「納付すべき相続税額又は見積額」欄には、租税特別措置法第9条の7第1項に規定する特例の適用を受けようとする非上場株式の取得の基因となった相続又は遺贈につき、その非上場株式を発行会社に譲渡しようとする人が納付すべき相続税額又はその見積額を記載してください。

(注) 納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合には、この特例の適用はありません。この場合、届出書の提出も不要です。

4 「課税価格算入株式数」及び「上記のうち譲渡をしようとする株式数」の各欄には、租税特別措置法施行令第5条の2第1項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》に規定する課税価格算入株式の数及び当該課税価格算入株式のうち当該非上場会社に譲渡をしようとするものの数を記載してください。

II 発行会社用の記載要領

1 発行会社の「名称」及び「所在地」の各欄には、租税特別措置法施行令第5条の2第1項の規定により、書面の提出を受けた非上場会社の名称及び所在地を記載してください。

2 「譲り受けた株式数」、「1株当たりの譲受対価」及び「譲受年月日」の各欄には、非上場会社が租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けようとする者から譲り受けた課税価格算入株式の数及び1株当たりの譲受けの対価の額並びに当該課税価格算入株式を譲り受けた年月日を記載してください。

(注) 譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合には、この特例の適用はありませんので、譲受対価の支払いの際にのみなし配当課税を行うこととなります。

また、譲渡人に納付すべき相続税額が「0円」であることが、届出書の提出後に判明した場合にも、のみなし配当課税を行うこととなります。

「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書記載要領等

この様式は、租税特別措置法第9条の7の規定の適用を受ける場合に、租税特別措置法施行令第5条の2第1項の規定に基づき譲渡人が発行会社を経由して提出する書面と、同条第2項の規定に基づき発行会社が前記書面を添付して提出する書面との兼用様式になっていますので、切り離さずに提出してください。

I 譲渡人用の記載要領

1 譲渡人の「氏名」及び「住所又は居所」の各欄には、租税特別措置法第9条の7第1項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》の規定の適用を受けようとする者の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 被相続人の「氏名」、「死亡時の住所又は居所」及び「死亡年月日」の各欄には、租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けようとする者の被相続人の氏名及び死亡の時にける住所又は居所並びに死亡年月日を記載してください。

3 「納付すべき相続税額又は見積額」欄には、租税特別措置法第9条の7第1項に規定する特例の適用を受けようとする非上場株式の取得の基因となった相続又は遺贈につき、その非上場株式を発行会社に譲渡しようとする人が納付すべき相続税額又はその見積額を記載してください。

(追 加)

4 「課税価格算入株式数」及び「上記のうち譲渡をしようとする株式数」の各欄には、租税特別措置法施行令第5条の2第1項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》に規定する課税価格算入株式の数及び当該課税価格算入株式のうち当該非上場会社に譲渡をしようとするものの数を記載してください。

II 発行会社用の記載要領

1 発行会社の「名称」及び「所在地」の各欄には、租税特別措置法施行令第5条の2第1項の規定により、書面の提出を受けた非上場会社の名称及び所在地を記載してください。

2 「譲り受けた株式数」、「1株当たりの譲受対価」及び「譲受年月日」の各欄には、非上場会社が租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けようとする者から譲り受けた課税価格算入株式の数及び1株当たりの譲受けの対価の額並びに当該課税価格算入株式を譲り受けた年月日を記載してください。

(追 加)

「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分社型分割等による特定の交換分合に伴い土地等 を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額 の減額に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※課税/非課税			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 法 人 法 人	(フリガナ) 法人名	〒 納 税 地	〒 電話() -
	(フリガナ) 本店又は主たる 事務所の所在地		(フリガナ) 代表者氏名	〒 代表者住所	〒 事業種目
	(フリガナ) 代表者氏名		(フリガナ) 代表者住所		
	(フリガナ) 代表者住所		(フリガナ) 事業種目		
	(フリガナ) 事業種目		(フリガナ) 整理番号		
(フリガナ) 法人名		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		
〒 本店又は主たる 事務所の所在地			部 門		
(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期		
〒 代表者住所			業 種 番 号		
業 業			整 理 簿		
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
適格分社型分割を行う場合において、交換分合取得資産の帳簿価額の減額について、租税特別措置法第65条の10第6項又は第68条の81第6項、及び租税特別措置法施行令第39条の8第6項又は第39条の107第6項により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。					
記					
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等		法 人 名	納 税 地	代 表 者 氏 名	
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日 年 月 日					
交 換 譲 渡 資 産	種 類				
	所 在 地				
	規 模				
譲 渡 年 月 日		年 月 日			
交 換 取 得 資 産	種 類				
	所 在 地				
	規 模				
取 得 年 月 日		年 月 日			
減 額 し た 金 額 円					
添 付 明 細 (別 表 等)					
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項					
提 出 書 類 (証 明 書 等)					
税 理 士 署 名 押 印		㊟			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考
通信日付印		年 月 日	確 認 印		

18. 06 改正

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分社型分割等による特定の交換分合に伴い土地等 を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額 の減額に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※課税/非課税			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 法 人 法 人	(フリガナ) 法人名	〒 納 税 地	〒 電話() -
	(フリガナ) 本店又は主たる 事務所の所在地		(フリガナ) 代表者氏名	〒 代表者住所	〒 事業種目
	(フリガナ) 代表者氏名		(フリガナ) 代表者住所		
	(フリガナ) 代表者住所		(フリガナ) 事業種目		
	(フリガナ) 事業種目		(フリガナ) 整理番号		
(フリガナ) 法人名		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		
〒 本店又は主たる 事務所の所在地			部 門		
(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期		
〒 代表者住所			業 種 番 号		
業 業			整 理 簿		
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
適格分社型分割を行う場合において、交換分合取得資産の帳簿価額の減額について、租税特別措置法第65条の10第6項又は第68条の81第6項、及び租税特別措置法施行令第39条の8第6項又は第39条の107第6項により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。					
記					
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等		法 人 名	納 税 地	代 表 者 氏 名	
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日 年 月 日					
交 換 譲 渡 資 産	種 類				
	所 在 地				
	規 模				
譲 渡 年 月 日		年 月 日			
交 換 取 得 資 産	種 類				
	所 在 地				
	規 模				
取 得 年 月 日		年 月 日			
減 額 し た 金 額 円					
添 付 明 細 (別 表 等)					
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項					
提 出 書 類 (証 明 書 等)					
税 理 士 署 名 押 印		㊟			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考
通信日付印		年 月 日	確 認 印		

15. 07 改正

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

適格分社型分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※課税関係番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人	法人名	
		納税地	〒 _____ 電話() - _____
		(フリガナ) 代表者氏名	_____ ⑤
		代表者住所	〒 _____
	事業種目		業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名		※ 整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 _____ (局 署) 電話() - _____	部 門
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期
	代表者住所	〒 _____	業 種 番 号
	事業種目	業	整 理 簿
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分社型分割等を行う場合において、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は宅地を譲り受ける見込みであるときに設けた期中特別勘定について、 租税特別措置法(以下「措置法」といいます。措置法施行令) 第65条の11第6項 第68条の82第6項 若しくは、(第65条の12第15項又は同条第4項 第68条の83第16項又は同条第5項) 及び、 (第39条の9第18項 第39条の108第20項) により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。 記			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名		
	納 税 地		
	代 表 者 氏 名		
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日		年 月 日	
交換譲渡資産等又は 交換取得	種 類		
	所 在 地		
	規 模		
	譲 渡 年 月 日		年 月 日
交換取得	所 在 地		
	規 模		
	取得年月日又は譲受け(予定)年月日		年 月 日
減額した金額又は期中特別勘定の金額			円
添付明細(別表等)			
その他参考となるべき事項			
提出書類(証明書等)			
税理士署名押印 _____ ⑤			
※税務署 処理欄	部門	決算期	業種番号
		整理簿	備考
	通信日付印	年月日	確認印

18. 06 改正

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

適格分社型分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※課税関係番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人	法人名	
		納税地	〒 _____ 電話() - _____
		(フリガナ) 代表者氏名	_____ ⑤
		代表者住所	〒 _____
	事業種目		業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名		※ 整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 _____ (局 署) 電話() - _____	部 門
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期
	代表者住所	〒 _____	業 種 番 号
	事業種目	業	整 理 簿
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分社型分割等を行う場合において、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は宅地を譲り受ける見込みであるときに設けた期中特別勘定について、 租税特別措置法(以下「措置法」といいます。措置法施行令) 第65条の11第6項 第68条の82第6項 若しくは、(第65条の12第13項又は同条第4項 第68条の83第15項又は同条第5項) 及び、 (第39条の9第18項 第39条の108第19項) により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。 記			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名		
	納 税 地		
	代 表 者 氏 名		
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日		年 月 日	
交換譲渡資産等又は 交換取得	種 類		
	所 在 地		
	規 模		
	譲 渡 年 月 日		年 月 日
交換取得	所 在 地		
	規 模		
	取得年月日又は譲受け(予定)年月日		年 月 日
減額した金額又は期中特別勘定の金額			円
添付明細(別表等)			
その他参考となるべき事項			
提出書類(証明書等)			
税理士署名押印 _____ ⑤			
※ 税 務 署 処 理 欄	部門	決算期	業種番号
		整理簿	備考

15. 07 改正

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

適格分社型分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、下記の条文に基づき、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額したとき又は宅地を譲り受ける見込みであるときに期中特別勘定を設けたとき、減額した金額又は期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第 65 条の 11 第 4 項 措置法第 68 条の 82 第 4 項	措置法第 65 条の 11 第 6 項 措置法第 68 条の 82 第 6 項
(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡等	措置法第 65 条の 12 第 9 項 措置法第 68 条の 83 第 10 項 措置法第 65 条の 12 第 3 項 措置法第 68 条の 83 第 4 項	措置法第 65 条の 12 第 15 項 措置法第 68 条の 83 第 16 項 措置法第 65 条の 12 第 4 項 措置法第 68 条の 83 第 5 項

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 11 第 4 項・第 68 条の 82 第 4 項又は第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 11 第 4 項・第 68 条の 82 第 4 項又は第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。
 - 「交換譲渡資産」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - 「交換取得資産等」の各欄については、措置法施行規則第 22 条の 9 第 2 項第 5 号・第 22 条の 71 第 2 項第 6 号に規定する交換取得資産等の所在地及び規模並びにその取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の 9 第 6 項第 5 号・第 22 条の 71 第 6 項第 6 号に規定する宅地の譲受け予定年月日を記載してください。
 - 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の 11 第 4 項・第 68 条の 82 第 4 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額又は第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(七) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - 「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条の 9 第 18 項・第 39 条の 108 第 20 項に規定する書類を記載するとともに、当該届出書に添付してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

適格分社型分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、下記の条文に基づき、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額したとき又は宅地を譲り受ける見込みであるときに期中特別勘定を設けたとき、減額した金額又は期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第 65 条の 11 第 4 項 措置法第 68 条の 82 第 4 項	措置法第 65 条の 11 第 6 項 措置法第 68 条の 82 第 6 項
(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡等	措置法第 65 条の 12 第 9 項 措置法第 68 条の 83 第 10 項 措置法第 65 条の 12 第 3 項 措置法第 68 条の 83 第 4 項	措置法第 65 条の 12 第 13 項 措置法第 68 条の 83 第 15 項 措置法第 65 条の 12 第 4 項 措置法第 68 条の 83 第 5 項

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 11 第 4 項・第 68 条の 82 第 4 項又は第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 11 第 4 項・第 68 条の 82 第 4 項又は第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。
 - 「交換譲渡資産」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - 「交換取得資産等」の各欄については、措置法施行規則第 22 条の 9 第 2 項第 5 号・第 22 条の 71 第 2 項第 6 号に規定する交換取得資産等の所在地及び規模並びにその取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の 9 第 6 項第 5 号・第 22 条の 71 第 6 項第 6 号に規定する宅地の譲受け予定年月日を記載してください。
 - 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の 11 第 4 項・第 68 条の 82 第 4 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額又は第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(七) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - 「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条の 9 第 18 項・第 39 条の 108 第 19 項に規定する書類を記載するとともに、当該届出書に添付してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書		※整理番号	
				※課税関係課	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 法人	(フリガナ)				
	法人名				
	納税地		〒		
	代表者氏名		電話() -		
	代表者住所		〒		
事業種目		業			
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)				
	法人名				
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署) 電話() -		
	代表者氏名				
	代表者住所		〒		
事業種目		業			
		※	整理番号		
		税	部 門		
		務	決 算 期		
		署	業 種 番 号		
		処	整 理 簿		
		理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
租税特別措置法〔第65条の12第3項 第68条の83第4項〕の規定による適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記					
期 中 特 別 勘 定 の 金 額		円			
適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする宅地	取得価額の見積額	円	円	円	円
	譲り受ける予定年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
(やむを得ない事情の詳細)					
添 付 書 類					
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印		Ⓜ			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
通信日付印		年 月 日	確 認 印		

18. 06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書		※整理番号	
				※課税関係課	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 法人	(フリガナ)				
	法人名				
	納税地		〒		
	代表者氏名		電話() -		
	代表者住所		〒		
事業種目		業			
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)				
	法人名				
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署) 電話() -		
	代表者氏名				
	代表者住所		〒		
事業種目		業			
		※	整理番号		
		税	部 門		
		務	決 算 期		
		署	業 種 番 号		
		処	整 理 簿		
		理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
租税特別措置法〔第65条の12第3項 第68条の83第4項〕の規定による適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記					
期 中 特 別 勘 定 の 金 額		円			
適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする宅地	取得価額の見積額	円	円	円	円
	譲り受ける予定年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
(やむを得ない事情の詳細)					
添 付 書 類					
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印		Ⓜ			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考

15. 07 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

適格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※課税/不課税	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親 法人	(フリガナ) 法人名		
	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名		㊦
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名		※ 整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	部 門
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期
	代表者住所	〒	整 理 番 号
	事業種目	業	整 理 簿
適格分社型分割等を行う場合において、転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額をもって取得又は改良をした固定資産の帳簿価額の減額又は取得又は改良する見込みであるときに設けた期中特別勘定について、 租税特別措置法〔第67条の4第17項又は第18項 第68条の102第18項又は第19項〕及び、 租税特別措置法施行令〔第39条の27第15項 第39条の123の2第15項〕により下記のとおり届け出及び書類の提出を行います。		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法人名		
	納税地		
	代表者氏名		
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日	年 月 日		
転 助 廃 業 成 金	金 額		円
	上記の金額に係る転廃業助成金等の名称		
取得(予定) 改良(予定) 固 定 資 産	種 類		
	取得(予定)日又は改良(予定)日	年 月 日	
減額した金額又は期中特別勘定の金額	円		
添付明細(別表等)			
その他参考となるべき事項			
提出書類(証明書等)			
税 理 士 署 名 押 印	㊦		
※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号
			整理簿
			備考
	通信日付印	年月日	確認 印

18. 06 改正

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

適格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※課税/不課税	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親 法人	(フリガナ) 法人名		
	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名		㊦
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名		※ 整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	部 門
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期
	代表者住所	〒	整 理 番 号
	事業種目	業	整 理 簿
適格分社型分割等を行う場合において、転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額をもって取得又は改良をした固定資産の帳簿価額の減額又は取得又は改良する見込みであるときに設けた期中特別勘定について、 租税特別措置法〔第67条の4第17項又は第18項 第68条の102第18項又は第19項〕及び、 租税特別措置法施行令〔第39条の27第15項 第39条の124第15項〕により下記のとおり届け出及び書類の提出を行います。		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法人名		
	納税地		
	代表者氏名		
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日	年 月 日		
転 助 廃 業 成 金	金 額		円
	上記の金額に係る転廃業助成金等の名称		
取得(予定) 改良(予定) 固 定 資 産	種 類		
	取得(予定)日又は改良(予定)日	年 月 日	
減額した金額又は期中特別勘定の金額	円		
添付明細(別表等)			
その他参考となるべき事項			
提出書類(証明書等)			
税 理 士 署 名 押 印	㊦		
※ 税 務 署 処 理 欄	部門	決算期	業種 番号
			整理簿
			備考

15. 07 改正

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

適格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第67条の4第3項(第10項において準用する場合を含みます。)、第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。)により転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額したとき又は第67条の4第5項・第68条の102第6項の規定により期中特別勘定の金額を設けたとき、これらの金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項・第68条の102第3項若しくは第11項又は第6項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項・第68条の102第3項若しくは第11項又は第6項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。
 - (5) 「転廃業助成金」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項・第68条の102第3項若しくは第11項又は第6項に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。
 - (6) 「取得(予定)又は改良(予定)固定資産」の各欄は、取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載してください。
 - (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第67条の4第3項(第10項において準用する場合を含みます。)、第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。)の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第67条の4第5項・第68条の102第6項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額について記載してください。
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(十二)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類」欄は、措置法施行令第39条の27第15項・第39条の123の2第15項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

適格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第67条の4第3項(第10項において準用する場合を含みます。)、第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。)により転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額したとき又は第67条の4第5項・第68条の102第6項の規定により期中特別勘定の金額を設けたとき、これらの金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項・第68条の102第3項若しくは第11項又は第6項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項・第68条の102第3項若しくは第11項又は第6項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。
 - (5) 「転廃業助成金」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項・第68条の102第3項若しくは第11項又は第6項に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。
 - (6) 「取得(予定)又は改良(予定)固定資産」の各欄は、取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載してください。
 - (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第67条の4第3項(第10項において準用する場合を含みます。)、第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。)の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第67条の4第5項・第68条の102第6項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額について記載してください。
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(十二)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類」欄は、措置法施行令第39条の27第15項・第39条の124第15項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。